

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第11条
処分の概要	占用料、土石採取料の徴収 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第11条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。 (関連条項) 海岸法施行規則第5条 海岸法施行細則第13条
処分基準	占用料の額及び土石採取料の額は「北海道海岸占用料等徴収条例(平成12年北海道条例第27号)」に定められている。 なお、当該条例は、「北海道海岸占用料等徴収条例の施行について(平成12年4月3日付け砂防第16号建設部長、農政部長及び水産林務部長通達)」により運用されている。
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号:011-231-4111(内線27-629))
備考	(公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/index.htm</a> )